

財務省告示 第二百三十一号

国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第七条第三項の規定に基づき、平成十四年五月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年六月三日

財務大臣 塩川正十郎

- 一 名称及び記号 利付国庫債券(五年)(第十九回)
- 二 発行の根拠法律及びその条項 財政融資資金特別会計法(昭和二十六年法律第百一号)第十一条第一項
- 三 発行方法 郵便貯金資金による引受け
- 四 発行額 額面金額で二千三百億円
- 五 払込金額 二千三百億九千二百万円
- 六 額面金額の種類 五万円、十万円、百万円、千万円、一億円及び十億円の六種
- 七 発行日 平成十四年五月二十日
- 八 発行価格 額面金額百円につき百円四銭
- 九 利率 年〇・五パーセント
- 十 経過利子の払込み 郵政事業庁長官は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十六号に規定する期日に払い込むものとする。
$$\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.5/100 \times 61/365$$
- 十一 初期利子 平成十四年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。)。

額面金額又は登録金額 $\times 0.5/100 \times 1/2$

十二 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十三 償還期限 平成十九年三月二十日

十四 償還金額 額面金額百円につき百円

十五 元利金支払場所 日本銀行の本店、支店、代理店、国債代理店及び国債元利金支払取扱店並びに取扱郵便局

十六 払込期日 平成十四年五月二十日